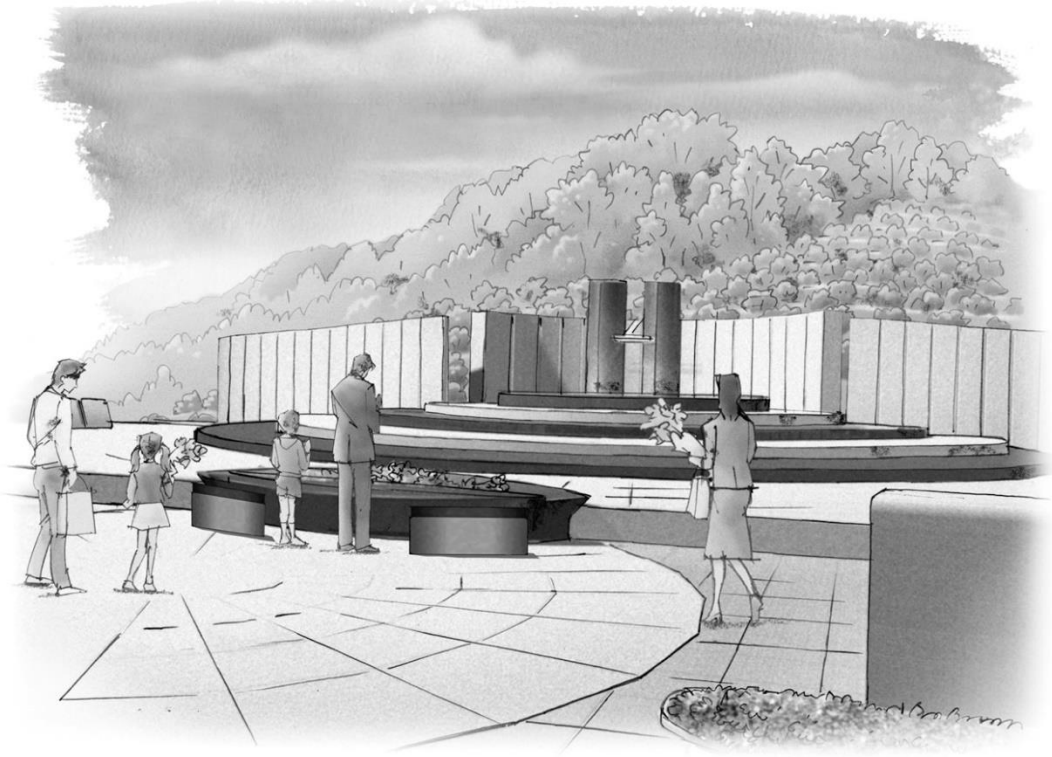


令和7年4月9日 改訂

合葬墓 虹の丘

申込みのご案内（令和7年4月9日）



飯盛霊園広報キャラクター

虹の丘 ゆめ



守口市・門真市・大東市・四條畷市

飯盛霊園組合

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

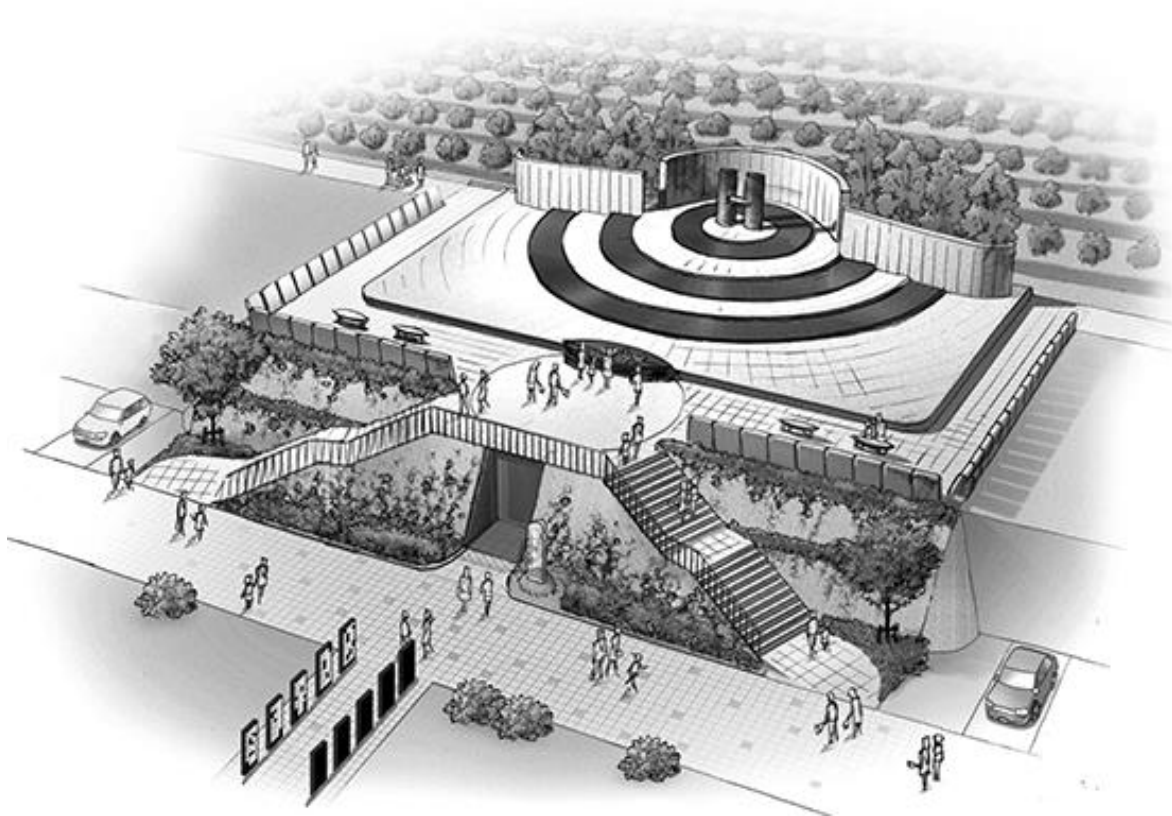
<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

もくじ

施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
申込区分、申込方法及び必要書類について・・・・・・・・	3
申請者の資格について・・・・・・・・	3
使用の区分について・・・・・・・・	4
使用料について・・・・・・・・	4
合葬について・・・・・・・・	5
個別安置について・・・・・・・・	5
記名について・・・・・・・・	6
申請書の記入について・・・・・・・・	7～10
使用料のお支払いについて・・・・・・・・	11～12
合葬墓「虹の丘」使用許可書について・・・・・・・・	13
申請から埋蔵までの手続について・・・・・・・・	14
ふるさと納税による申込方法について・・・・・・・・	15
埋蔵について・・・・・・・・	16
遺骨の改葬について・・・・・・・・	16
墓参について・・・・・・・・	17
埋蔵者の照会について・・・・・・・・	17
個人情報の取扱いについて・・・・・・・・	17
その他・・・・・・・・	17

施設の概要

名称	合葬墓「虹の丘」								
運営主体	飯盛霊園組合 (守口市、門真市、大東市及び四條畷市の一部事務組合)								
所在地	大阪府四條畷市大字下田原4 4 8 番地 飯盛霊園内								
供用開始	平成19年4月10日								
敷地面積	904.5㎡								
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階建								
規模	<table> <tr> <td>合葬</td><td>約10,000体</td></tr> <tr> <td>個別安置</td><td>5,000体</td></tr> <tr> <td>記名板(モニュメント周囲)</td><td>5,180件</td></tr> <tr> <td>記名板(参道)</td><td>6,504件</td></tr> </table>	合葬	約10,000体	個別安置	5,000体	記名板(モニュメント周囲)	5,180件	記名板(参道)	6,504件
合葬	約10,000体								
個別安置	5,000体								
記名板(モニュメント周囲)	5,180件								
記名板(参道)	6,504件								



申込区分、申込方法及び必要書類について

申込区分は、申請者が、将来使用するための「生前予約」での申込みと、既に所持されている遺骨を埋蔵するための「遺骨所持」の申込みがあります。

申込みに必要な書類は、申込区分により異なります。

申込方法は、次の「申込必要書類」を郵送又は持参してください。

(申込みと使用料の納付は同時にできません。)

申込区分	申込必要書類
生前予約	① 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書
	② 申請者の住民票の写し、運転免許証、健康保険証（手書住所不可）等のコピーいずれか1点 (現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類)
遺骨所持	① 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書
	② 申請者の住民票の写し、運転免許証、健康保険証（手書住所不可）等のコピーいずれか1点 (現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類)
	③ 所持されている遺骨の火葬許可証（又は埋蔵証明書、改葬許可証等）のコピー

■ふるさと納税による申込みについては15ページを参照してください。

■生前予約の場合は、ご自身の死後、埋蔵手続を依頼する方に、使用許可書のコピーを渡すなどし、遺骨を確実に持参していただくようにしておいてください。

■飯盛霊園の墓所を返還して、虹の丘の申込みをされる方につきましては、組合へ問合せしてください。

■遺骨の改葬（他の墓所等から虹の丘へ改葬する場合）の申請につきましても、1体につき1件の申込みとなります。※改葬手続については16ページを参照してください。

申請者の資格について

合葬墓「虹の丘」は、どなたでも申込みすることができますが、資格により使用料が変わります。

資格1	(1) 守口市・門真市・大東市・四條畷市に住所を有する方
	(2) 飯盛霊園の墓所使用者
	(3) 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者（故人）の遺骨所持者
資格2	資格1以外の方

使用の区分について

個別安置、記名、連名保証（連ねて名前を刻字）を希望される方は、合葬に加えて任意で申込みすることができます。各区分内容の詳細については5、6ページを参照してください。

申込の分類	使用の区分	概要
必須	合葬	骨つばからお骨を取り出して埋蔵します。
任意 (希望者のみ)	個別安置	骨つばのまま棚に10年間安置してから合葬します。
	記名	石の記名板に故人の氏名等を刻字します。
	連名保証	記名の刻字箇所を上下に接して確保することを保証します。 (複数名の同時の使用許可が条件になります。)

使用料について

使用料は、合葬の使用料と、任意の申込みをされる場合はその区分の使用料を合わせた金額となります。

■各区分の使用料

区分		使用料（税込）	
		資格 1	資格 2
必須	合葬	50,920 円	50,920 円
任意	個別安置（10年間）	50,920 円	76,380 円
	記名	107,000 円	160,500 円
	連名保証	10,700 円	16,050 円

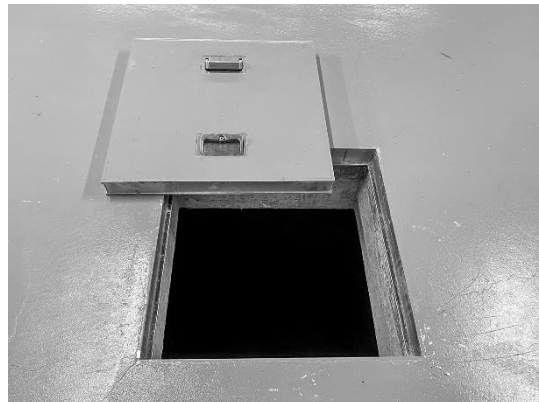
■使用料の金額表（区分を合算した使用料）

使用区分	使用料合計（税込）	
	資格 1	資格 2
合葬	50,920 円	50,920 円
合葬・個別安置	101,840 円	127,300 円
合葬・記名（連名保証なし）	157,920 円	211,420 円
合葬・記名（連名保証あり）	168,620 円	227,470 円
合葬・個別安置・記名（連名保証なし）	208,840 円	287,800 円
合葬・個別安置・記名（連名保証あり）	219,540 円	303,850 円

合葬について

虹の丘の埋蔵室西側に合葬室があります。合葬室では、骨つぼから遺骨を取り出して合葬します。合葬後に遺骨を取り出すことはできません。

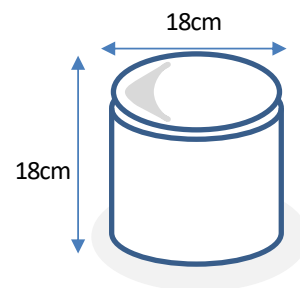
合葬室



※合葬室に立ち入りはできません。

個別安置について

虹の丘の埋蔵室東側に個別安置室があります。個別安置室では、棚に骨つぼを10年間安置します。骨つぼの大きさは18cm四方までです。分骨された小さい骨つぼがある場合は合わせて安置できます。10年を経過した安置期間満了後は合葬します。安置期間満了の通知は行っておりませんのでご了承ください。



■個別安置期間

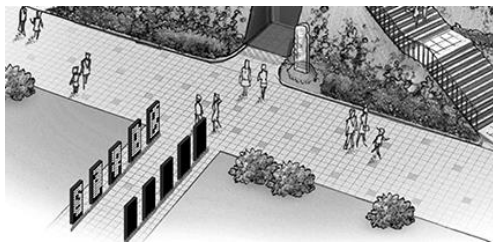
- (1) 生前予約申込の場合……死亡の日から10年間
- (2) 遺骨所持申込の場合……使用許可の日から10年間
- ・ 安置期間は10年毎に延長可能ですが、期間満了までに申請いただく必要があります。
- ・ 延長の申請がない場合は、安置期間の満了後、組合にて合葬します。

個別安置室



※個別安置室に立ち入りはできません。

記名について

	記名板（参道）	記名板（モニュメント周囲）
全体		
近景		
刻字内容	個人名	個人名
連名保証	可	不可
刻字位置の指定	不可	可
その他	・令和6年10月1日受付開始 ・令和7年3月刻字開始(予定)	・キャンセル等により空いている箇所へのみ申込み可能 ・空いている箇所はホームページ等で公表 ・刻字位置を指定する場合は、窓口申込のみ(郵送申込不可)

■刻字の内容（大きさ：縦45mm × 横120mm）

個人名：「姓名、出生年月日及び死亡年月日」



■連名保証

複数の氏名の刻字を、上下に接して確保することを保証します。

連名保証を希望する方は、全員同時に申請し、使用許可になることが条件となります。

■注意事項

埋蔵手続後に記名板への刻字を行います。

生前予約の方は刻字の位置を確保します。

申請書の記入について

記入例

令和7年1月1日申込

合葬墓「虹の丘」使用許可申請書(R7.1～)

■申請者

住所

〒575-0012 大阪府四條畷市〇丁目△番□号 アンドリュー・ワイルズ飯盛 〇〇号

氏名

イイモリ タロウ 飯盛 太郎

生年月日

大 昭・平・令 28 年 4 月 11 日

電話番号

0743 - 78 - 1195

【納入通知書・使用許可書等の送付先】 いずれかに☑

☒申請者 ☐別添同時申請者(氏名:)

☐次の住所

送付先住所

〒 -

送付先氏名

電話番号

-

-

■申請者の資格 資格1・資格2 どちらかに○

資格1

関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の市民

飯盛霊園の墓所使用者(墓所番号 区 列 号)(許可番号 第 号)

死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者

資格2

資格1以外

■申込区分 1・2 どちらかに○ (2に○の場合は、埋蔵予定者を記入)

1

生前予約申込(申請者本人を将来埋蔵)

2

遺骨所持申込

埋蔵予定者

(フリガナ) 氏 名

イイモリ イチロウ 飯盛 一郎

申請者からみた続柄

父

■使用区分 1～4 いずれかに○(3・4はア・イどちらかに○)

使用区分		使用料	
		資格1	資格2
1	合葬	50,920円	50,920円
2	合葬・個別安置	101,840円	127,300円
3※	ア 合葬・記名(連名保証なし)	157,920円	211,420円
	イ 合葬・記名(連名保証あり)	168,620円	227,470円
4※	ア 合葬・個別安置・記名(連名保証なし)	208,840円	287,800円
	イ 合葬・個別安置・記名(連名保証あり)	219,540円	303,850円

※ 使用区分3又は4を選択された方は、裏面も記入してください。

■必要書類

①申請者の住民票の写し、運転免許証、健康保険証(手書住所不可)等のコピー—いずれか1点

②【「■申込区分」の2(遺骨所持申込)に○の場合】

埋蔵予定者の火葬許可証(又は埋蔵証明書又は改葬許可証等)のコピー

組合記入欄

受付番号	第 号	起案日	令和 年 月 日	決裁日	令和 年 月 日
決裁欄	課長	課長補佐	主任	主査	受付
処理欄	電算入力			調定番号	検証
				No.	入金確認
				許可年月日	許可書発行
				許可番号	第 号
				窓・CVS・銀行	手渡・〒

①申込日

飯盛霊園組合に提出する年月日を記入してください。

②申請者

- ・申込みされる方（申請者）の郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- ・住所は申請者の住民票の写しなどの添付書類の記載どおりに番地まで記入し、マンション名などがある場合は、住所の後に記入してください。

③納入通知書の送付先

希望される納入通知書の送付先について ☒ を入れてください。

- ・申請者に送付する場合は、「申請者」に ☒ してください。
- ・同時に申請された方に送付を希望される場合は、「別添同時申請者」に ☒ し、その方の氏名を記入してください。
- ・その他の送付先に希望される場合は、「次の住所」に ☒ し、送付先の郵便番号、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

④申請者の資格

次のいずれかに該当する場合は、「資格1」を○で囲んでください。

- ・申請者の住所が関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）
- ・申請者が飯盛霊園の墓所使用者
※使用墓所の「墓所番号」と「許可番号」を記入してください。
- ・死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者
資格1に該当しない場合は、「資格2」を○で囲んでください。

⑤申込区分

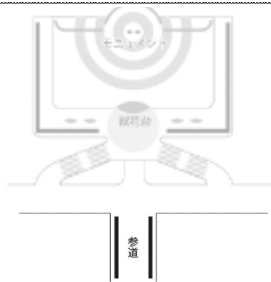
- ・申請者が、ご自身の将来のために申込みをされる場合は、「1」を○で囲んでください。
- ・現在、所持している遺骨（他の墓所に納骨等されている場合を含みます。）を埋蔵するための申込みをされる場合は、「2」を○で囲んで、「埋蔵予定者の氏名、フリガナ及び申請者からみた続柄」を記入してください。

⑥使用区分

- ・1～4のいずれかを○で囲んでください。
- ・「3」又は「4」を選択の場合は、「ア」又は「イ」を○で囲み、申請書裏面も記入してください。

申請書表面で記名を選択された方(使用区分3又は4)のみ記入してください。

■記名板(参道)の場合はAに○、連名保証が必要な場合のみ連名保証欄を記入

	内容	参考図
7 A	記名板(参道)	

【注意事項】

- ・入金順に位置を決定するため刻字位置の指定はできません。

■連名保証欄

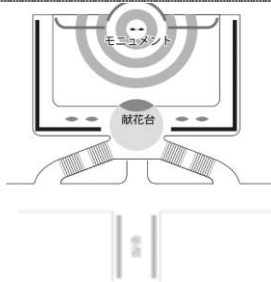
☐別添同時申請の申請書のとおり ☒の場合は下記氏名の記入不要

方向	順番	氏名
上	1	飯盛 一郎
↓	2	飯盛 次郎
	3	飯盛 花子
	4	
下	5	

【注意事項】

- ・申請書表面で連名保証あり(使用区分3のイ又は区分4のイ)を選択してください。
- ・連名保証を希望する方は、全員同時に申請してください。
- ・上記順番での連名刻字を保証します。
- ・入金順に位置を決定するため刻字位置の指定はできません。

■記名板(モニュメント周囲)の場合はBに○(位置指定に☒)

	内容	参考図
9 B	記名板(モニュメント周囲)	
	☐ 位置指定あり ☐ 位置指定なし	
	石番 列 行	

【注意事項】

- ・キャンセル等による空き箇所への受付になります。(空き箇所はHP、組合窓口で公表しています。)
- ・「位置指定あり」の受付は組合庁舎のみです。(郵送受付はしていません。)

⑦記名板（参道）

記名板（参道）を選択される場合は「A」を○で囲んでください。

⑧連名保証欄

申請書表面の使用区分「3のイ」又は「4のイ」（連名保証あり）を選択された場合は、順番に氏名を記入してください。（記入例では3名を連名保証する場合）

- ・連名保証する方のうち、代表者1名の申請書の連名保証欄に氏名を記入してください。
- ・それ以外の方の申請書は「☒別添同時申請の申請書のとおりに」してください。

⑨記名板（モニュメント周囲）

記名板(モニュメント周囲)を選択される場合は、「B」を○で囲んでください。

- ・「位置指定あり」又は「位置指定なし」に☒してください。
- ・刻字位置を指定する場合の受付は、組合庁舎のみです。（郵送受付はしていません。）
- ・空き箇所は組合 HP、組合庁舎で公表しております

石板9	1	2	3	4	5	6	7	8
1	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
2	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
3	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
4	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
5	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
6	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
7	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
8	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
9	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
10	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
11	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
12	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
13	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
14	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
15	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中
16	使用中	空き	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中	使用中

※左記の空き箇所の場合

石番	列	行
9	2	16

使用料のお支払いについて

合葬墓「虹の丘」使用許可申請書による申込後、書類審査が完了しましたら「納入通知書」を送付いたします。納入期限までに下記の納入場所にて納付してください。

飯盛霊園組合 霊園事業特別会計 納入済通知書		(組合/CVS等本部用)	飯盛霊園組合 霊園事業特別会計 領収通知書 (金融機関/CVS等店舗用)		飯盛霊園組合 霊園事業特別会計 領収証書(納入者用)		
		令和5年4月1日発行			令和5年4月1日発行		
飯盛 太郎 様納		公金収納取りまとめ金融機関	飯盛 太郎 様納		飯盛 太郎 様		
		りそな銀行 四條畷支店			No. 913		
		(税込)			(税込)		
金 額	¥152,770		令和4年度歳入	虹の丘使用料			
款:使用料及手数料 項:使用料 目:霊園使用料 節:霊地使用料 細節:虹の丘使用料							
納入期限	令和5年5月30日	(合)・(慶)・(記)	受付No.	913	調定番号	743	
上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。							
【ご注意】 バーコードの印字がないもの、読み取れないもの、納入期限を過ぎたもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。							
CVS等取納用		領収日付印		領収日付印		領収日付印	
							
(91)548567-3203300091302023030000-230530-0-152770-2							
上記のとおり領収しましたので通知します。 飯盛霊園組合 会計管理室あて						収入印紙不要	
収納代行会社 りそな決済サービス株式会社				公金扱いのため納付手数料は不要です。		上記金額領収しました。 飯盛霊園組合 会計管理室 お問い合わせ先は裏面に記載しております。	

※納入期限内に納付されなかった場合は申請が無効になります。

■納入場所について

1.飯盛霊園組合の庁舎

2.次の取扱金融機関の本店又は支店

りそな銀行	三井住友銀行	関西みらい銀行	大阪東部農業協同組合
-------	--------	---------	------------

3.次のコンビニエンスストアの全国の店舗

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート	ミニストップ	セイコーマート
ポプラ(生活彩家・くらしハウス・スリーエイト)			ハマナスクラブ	
デイリーヤマザキ (ヤマザキデイリーストアー・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア)				
MMK 設置店 ※MMK 設置店とは MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗です。				

4. 次のスマホ決済アプリで納付

PayB	楽天銀行	LINE Pay	PayPay	au Pay	d 払い	ファミペイ
------	------	----------	--------	--------	------	-------

※ 各アプリで納入通知書のバーコードを読み取って入金できます。

※ 各アプリ毎に納付方法が異なりますので、詳しい支払方法等については各アプリのＨＰ等でご確認ください。

■コンビニ・スマホ決済で納付ができないもの

- ・納入通知書 1 枚当たりの金額が 3 0 万円を超えるもの
- ・納入通知書に記載の納入期限を過ぎたもの
- ・納入通知書にバーコードが印刷されていないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードを読み取りできないもの

■スマホ決済での注意事項

- ・アプリのインストールと利用登録が必要です。
- ・手数料は発生しませんが、通信料は利用者負担となります。
- ・領収証書は発行されません。アプリの納入履歴や支払口座の取引明細等で確認してください。
- ・領収印のない納入通知書が手元に残りますので、二重支払いにご注意ください。

合葬墓「虹の丘」使用許可書について

納付を確認後、使用許可した証として合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。
埋蔵手続の際にご提示をお願いします。

使用許可書(見本)

様式第4号 (第6条関係)

合葬墓「虹の丘」使用許可書	
許可番号	第 8584 号
使用許可年月日	令和 6年10月 1日
使用者住所	大阪府四條畷市大字下田原448番地
使用者氏名	飯盛 太郎
生年月日	昭和40年 4月 1日
申込区分	遺骨所持
使用区分	合葬 記名
使用料	合葬 50,920 円 令和 6年10月 1日 領収
	個別安置 0 円
	記名 107,000 円 記名位置 101番 1列 1行 令和 6年10月 1日 領収
	合計 157,920 円
隣接安置、記名	
埋蔵予定者氏名	飯盛 一郎

令和 6年10月 1日
上記のとおり虹の丘の使用を許可したことの証として本書を交付します。

飯 盛 霊 園 組 合

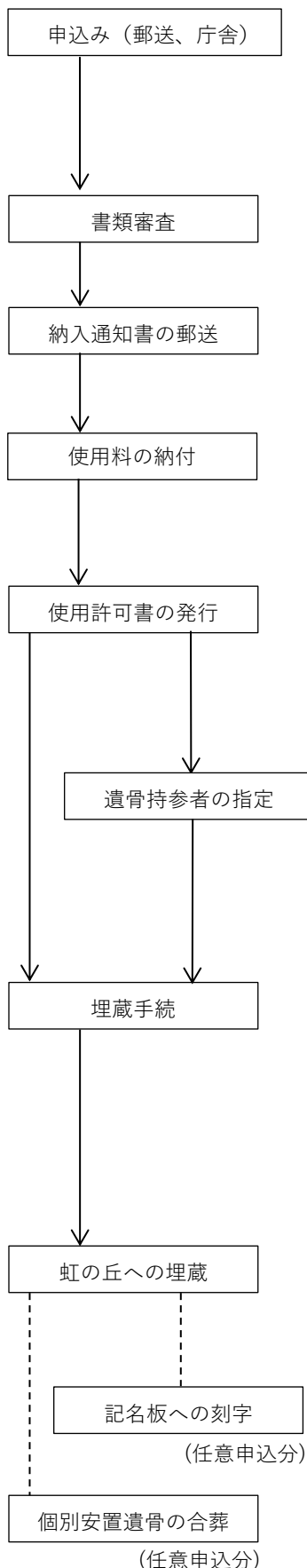
管 理 者 四 條 畷 市 長 東 修 平

575-0012
大阪府四條畷市大字下田原 4 4 8 番地

飯盛 太郎 様

|||||

申請から埋蔵までの手続について



合葬墓「虹の丘」使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、郵送又は庁舎で申込みしてください。

なお、書類審査に数日間かかりますので、申込時に使用料の納付や埋蔵手続を同時にはできません。

申請書の記入内容等について、組合職員が問合せのお電話をする場合があります。

申込資格などの書類審査後、納入通知書を郵送します。

納入通知書に記載の納入場所(11~12 ページ参照)で使用料を納付してください。

使用料の納付確認後、使用許可した証として「合葬墓「虹の丘」使用許可書」を郵送します。(使用料の納付から約2~3週間後)

※組合庁舎で納付する場合は、その場で使用許可書をお渡しします。

個別安置、記名を申込みされた方には、位置を表示しています。

生前予約申込をされた方は、埋蔵手続（遺骨を持参）をしていただける方にお伝えし、ご自身の死後、遺骨が確実に埋蔵されるようにしておいてください。

（数人の方に、使用許可書のコピーを預けておかれる等）

なお、組合に遺骨持参者の氏名を届け出る必要はありません。

使用許可書、遺骨と火葬許可証又は改葬許可証を持参し、組合庁舎で埋蔵手続をしてください。

毎日、9時~17時30分の間、受付しております。

遺骨は、手続終了後、組合庁舎でお預かりいたします。

虹の丘への遺骨の埋蔵は、埋蔵日（原則毎週水曜日）に組合が行います。

埋蔵日当日に手続された場合は翌週の埋蔵となります。

埋蔵作業は、組合職員が行います。

使用者及び関係者の方は埋蔵室に入ることはできません。

埋蔵の立会いはできません。

埋蔵手続完了後、故人の氏名等を刻字します。

刻字は、埋蔵申請を受理した月の翌月20日~月末までの間を予定しています。

個別安置期間が経過した遺骨を骨つばから出して合葬します。

期間経過の通知や、合葬日等の通知はいたしません。

合葬日には、関係者の方に立会いただく必要はありません。

個別安置期間の更新（延長）を希望される場合は、安置期間が満了するまでに申請してください。

ふるさと納税による申込方法について

関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)の各ふるさと納税ポータルサイトから申込みができます。

	守口市	門真市	大東市	四條畷市
掲載サイト	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	ふるさとチョイス ふるなび 楽天 ANA マイナビふるさと納税 ふるさと納税百選 JRE MALL ふるさと納税	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	さとふる ふるさとチョイス
寄付金額	170,000 円	184,000 円	170,000 円	187,000 円

※寄付金額は令和7年4月時点

■ふるさと納税を利用する場合の申込みの流れ

①ふるさと納税ポータルサイトから申込み

※ 申込前に組合まで連絡してください。

②使用許可申請書、案内等を送付いたします。

③使用許可申請書、必要書類をご提出ください。

※ 使用許可申請書には提出期限がありますのでご注意ください。(発行から1年以内)

※ 必要書類については3ページをご参照ください。

④使用許可書を郵送します。

■ふるさと納税の際の注意事項

- ・関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)の方は、ご自身がお住まいの市以外の関係市のふるさと納税の返礼品から合葬墓「虹の丘」を選択してください。
- ・ご自身がお住まいの市へふるさと納税した場合は返礼品を受け取れません。
- ・ふるさと納税を通じて申込みできる使用区分は「合葬」のみです。個別安置、記名及び連名保証は通常の申込みとなります。
- ・寄付申込後にお送りする許可申請書は1年以内にご返送ください。
- ・使用料(寄付金)の入金確認の都合上、申請書ご返送後の使用許可書の発送まで2か月程度かかる場合があります。
- ・使用許可後の使用料の返還はできません。

埋蔵について

- 使用許可後は、いつでも埋蔵手続きをしていただけますが、お預かりした遺骨は、埋蔵日まで組合庁舎で保管いたします。
- 埋蔵日は毎週水曜日です。(水曜日が祝日、年末年始等の場合は変更となります)。
- 埋蔵日当日に手続された場合は、翌週の埋蔵となります。
- 虹の丘への埋蔵は組合職員が行います(埋蔵の立会いはできません)。
- 組合職員以外の方は、埋蔵室に立ち入ることはできません。
- 許可後に埋蔵予定者を変更することはできません。
- 埋蔵された遺骨は原則として、返還いたしません。
- 申込みと同時に埋蔵はできません。埋蔵までの流れは 14 ページを参照してください。

遺骨の改葬(他の墓所等から遺骨を移されるとき)について

- 「改葬」とは、墓所や納骨堂などに納骨されている遺骨を、別の墓所などに移すことです。
- 改葬するときは「改葬許可証」が必要となります。
- 「改葬許可証」は、納骨されている墓地等が所在する市町村役場が交付します。
- 交付申請手続の詳細は、現在、納骨されている墓所等の市町村役場に問合せしてください。
- 虹の丘の申請には、「改葬許可証」のコピー又は「埋蔵・収蔵証明書」のコピーが必要です。

(手続きの順序)

①「改葬許可申請書」の入手

現在、納骨されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙をもらう。
※用紙は組合庁舎にも用意しておりますが、地域によって決められた様式がある場合があります。

②「埋蔵・収蔵証明書」の発行

現在、納骨されている墓地等の管理者に申し出て、「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらう。
(改葬許可申請書に埋蔵の証明欄がある場合もあります。)

③改葬許可の申請

現在、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可証」の交付申請をしてください。

④遺骨の引き取り

遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください。

(注意) 土葬していた遺骨を改葬し当霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

墓参について

- モニュメント正面の献花台で献花してお参りいただけます。
- 線香を使用される場合は、献花台前面の香炉台をご利用いただけます。
- 献花台にローソク立は設置しておりませんので、献花台でのご使用はご遠慮ください。（墓参の際にご希望される場合は、各自で台等をご持参いただき、お帰りの際は必ずお持ち帰りください。）
- 供物やコップ類を放置されますと、カラスや野生動物が食い荒らし、周辺を汚したりすることになりますので、お花以外のものは必ず持ち帰ってください。
- モニュメントゾーンは、立ち入りできません。
- 埋蔵室の内部に入って、お参りすることはできません。
- 遺骨を一時取り出すことはできません。

埋蔵者の照会について

組合庁舎では、墓参者に対し、使用者または故人のお名前が当霊園の管理する墓籍簿と一致した場合、墓所の位置を回答する「情報照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる方は、お申出ください。

個人情報の取扱いについて

飯盛霊園組合では、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく帳簿を管理することを目的として必要な個人情報を、使用者の皆様から提供いただいております。

提供いただきました個人情報（プライバシー）につきましては、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例等により上記の目的の範囲のみ利用し、大切に保管しております。

その他

- 虹の丘への遺骨の埋蔵が不要となった場合は、使用許可の取消手続が必要です。
 - 虹の丘に遺骨を埋蔵していない場合で、使用者が使用許可の取消しの申出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。（ふるさと納税による使用許可の場合、還付はありません。）
 - 虹の丘に埋蔵された遺骨は、返還できません。ただし、個別安置の遺骨について返還の申出があった場合に限り、使用許可を取り消し、遺骨を返還することができます。
 - 次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - （1）許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - （2）条例の規定又は条例の規定に基づく指示に違反したとき。
 - （3）許可の申請に偽りがあったとき。
 - （4）（1）から（3）までのほか、虹の丘の管理上支障があると認められるとき。
- なお、使用の許可が取り消されたときは、個別安置の遺骨を指定する期日までに引き取っていただくこととなります。

